

《出産育児一時金・家族出産育児一時金 支給額（1児につき）》

被保険者が出産したとき	出産育児一時金 420,000円* + 付加金 52,000円
被扶養者が出産したとき	家族出産育児一時金 420,000円*

○出産には、妊娠4ヵ月（85日）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を含みます。

○妊娠22週未満の出産、産科医療補償制度*に加入していない医療機関での出産は、

*令和3年12月31日までの出産については404,000円、

*令和4年1月1日以降の出産については408,000円 になります。

《注意事項》

- ◆ この申請が「被保険者」にかかる申請であるときは、⑥は「該当せず」と記入してください。
- ◆ 生産であったが、まもなく死亡したときは⑧は「該当せず」と記入してください。
- ◆ ⑨は資格喪失後被保険者出産育児一時金と家族出産育児一時金の併給の有無を確認するための欄ですので、該当するときは必ず記入してください。
- ◆ 「⑩～⑬医師・助産師または⑭～⑰区市町村長が記入するところ」は、どちらか一方で証明を受けてください。
- ◆ 海外で出産した場合で、⑩～⑬が外国語で記入されているとき、または外国語で記載された書類等を添付したときは、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付してください。
また、海外に渡航した事実が確認できるもの（パスポートの写しなど）と、同意書を添付してください。
- ◆ 記入内容等を訂正するときは、二重線で抹消し各欄の記入者が訂正してください。修正液等は使用しないでください。
- ◆ ⑳は個人口座へ振込みを希望される場合は、被保険者（申請者）の口座について記入してください。なお、被保険者（申請者）以外の口座へ振込みを希望される場合は、㉑委任状欄に記入をし、受領代理人の口座を記入してください。

《添付書類》

- ◆ 医療機関等の直接支払制度を利用しない旨の「合意文書」の写し
- ◆ 出産費用の領収・明細書の写し（産科医療補償制度対象の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されたもの）